

情緒障害

(4) 情緒障害のある子供の場に応じた指導・支援

① 自閉症・情緒障害特別支援学級における指導

自閉症・情緒障害特別支援学級は小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程の編成は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領によることとなります。しかし、対象とする児童生徒の実態から、小学校又は中学校の通常の学級における学習には困難が伴うため、前述したように、特別支援学級の教育課程については、学校教育法施行規則第140条に基づき、特別の教育課程を編成することができることになっています。この場合、学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にするなど、実情に合った教育課程を編成することになります。

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒は、その障害により、社会的適応が困難になり、学校などで集団生活や学習活動において学習上、行動上の問題を有しています。したがって、自閉症・情緒障害特別支援学級の主たる目的は、心理的な要因による選択性かん黙など適応困難の改善になります。そのため、自閉症・情緒障害特別支援学級では、情緒の安定を図り、円滑な集団適応ができるなど、多様な状態に応じた指導を行うことが大切です。基本的な生活習慣の確立を図ること、適切に意思の交換を図ること、円滑な対人関係を築く方法を獲得すること、目標をもって学習に取り組むこと、不登校等による学習上の空白を埋め基礎的・基本的な学力を身に付けることなど、個々の児童生徒によって指導目標や指導内容・方法が異なってきます。

ア 日常生活習慣の形成のための指導

日常生活習慣を身に付けることは社会生活の基本であり、自閉症・情緒障害特別支援学級では、食事、排泄、衣服の着脱などの指導も学校生活の中で行います。特に、児童生徒の心理的な安定を促しながら、生活に必要な諸機能を習慣として身に付けていくことが大切です。日常生活習慣の獲得には、学校と家庭との連携を密にすることにより、確実に身に付けていくことができるようにすることが大切です。

イ 人とのかかわりを深めるための指導

人とのかかわりの中に存在するルールや社会性を指導することは、社会的な自立に向けて必須なものとなります。大人との一対一の関係の構築から始めて、少しずつ小集団の児童生徒との関係に広げていくようにします。安定した環境の中で、他の児童生徒や教員と

一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気になれることをねらいとした指導を行います。例えば、動作の模倣、遊び、劇、係活動などの活動を通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにすることがあります。また、一人一人の児童生徒の学習の状況等に応じて、通常の学級での授業や特別活動に参加して交流及び共同学習を進め、他者とのふれあいを深め、集団参加が円滑にできるようきめ細かな配慮を行います。

② 通級による指導

通級による指導は、教科の学習は主として通常の学級で学びつつ、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため特別の指導を特別な場所で行う教育形態です。特別の指導とは、特別支援学校における自立活動の指導を参考にして行うことを原則とし、特に必要がある場合には、障害の状態に応じた教科の補充指導を行うこととされています。

指導形態には、大きく分けて個別指導と小集団指導があります。選択性かん黙等の情緒障害のある児童生徒の場合は、カウンセリング的な対応や心理的な安定を促すなどの個別指導が中心となりますが、状態の改善に伴い小集団での指導を取り入れることも考えられます。小集団指導では、音楽、運動、制作などの活動を通して、基本的生活習慣の育成、遊びや対人関係、コミュニケーションなど社会的適応力の育成が主な指導のねらいとなります。

選択性かん黙や不登校等の主として心理的な要因による情緒障害の場合は、自立活動の内容の中でも特に以下の区分と項目が重要になります。

1 健康の保持

生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

健康状態の維持・改善に関すること

2 心理的な安定

情緒の安定に関すること

状況の理解と変化への対応に関すること

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

3 人間関係の形成

他者とのかかわりの基礎に関すること

他者の意図や感情の理解に関すること

自己の理解と行動の調整に関すること

集団への参加の基礎に関すること

6 コミュニケーション

コミュニケーションの手段の選択と活用に関すること

状況に応じたコミュニケーションに関すること

③ 通常の学級における配慮

選択性かん黙や不登校等の情緒障害の背景には、学業でのつまずきがきっかけとなる場合が少なくありません。学習する習慣や学ぶ態勢の形成に問題がある場合や、生活リズムの乱れや教員との人間関係が学業の不振に関連していることがあります。指導に当たっては、まず適切な実態把握に基づき、個々の実態に基づいて事態の改善を図るという姿勢をもつことが大切です。その場合、児童生徒だけでなく、教員のかかわりや学級環境等も含めた実態把握が望まれます。また、学習方法や基礎的な内容の理解に問題がある場合、児童生徒一人一人の個性が異なることを常に意識し、具体的な指導の方法や学習進度について、児童生徒の側に立った配慮が必要です。例えば、各教科等において、理解の状況や習熟の程度に応じた指導を行うなど、分かりやすい授業を実施したり、補充指導の充実を図ったりするなど、きめ細かな指導を検討することが大切です。

選択性かん黙、不登校等の情緒障害は、その状態の的確な把握や原因の究明などが困難な場合もあるので、教育内容や方法については、情緒や社会的適応の状態を十分に考慮し、医療・相談機関等との連携を密にして、慎重に進める必要があります。児童生徒の状態に応じては、教育相談室や適応指導教室等における対応が適切である場合もあります。特に、中学校段階からは、成人と同じような不安神経症、強迫神経症などの状態を示す者も見られるので、医療をはじめ関係諸機関との連携を十分に図る必要があります。